

## 1. 本校の運動・文化部活動

### (運動部)

ソフトテニス (女) バドミントン 柔道 (女) 陸上競技 バasketボール バレーボール  
硬式テニス 弓道 ダンス 水泳 ソフトボール フットサル 卓球

### (文化部)

演劇 美術 簿記・ワープロ 写真 コーラス 文芸 書道 茶道 放送 イラスト・漫画研究  
軽音楽 吹奏楽 バトントワリング 生物探求

## 2. 目標

学校教育活動の一環として行われる運動・文化部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。また運動部活動においては、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツが持つ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶこと、文化部活動においては、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞活動を通して豊かな心や創造性を養うこと。運動・文化部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同行の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また部活動への参加を義務付けたり、強制したり、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指した活動にならないように留意する必要がある。

運動・文化部活動の活動の意義が十分発揮されるように、生徒の個性の尊重と受難な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在および将来の生活を見渡しながらか、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、生徒の能力・適正、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

高等学校段階の運動・文化部活動については、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

## 3. 本指針の位置づけ

上記の意義と留意点が運動・文化部活動において実現されることは、すべての生徒にとって等しく重要であることから、学校教育共通の指針として取り組む。校長の責任の下、全教職員と連携協力した指導を行い、併せて体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

## 4. 活動方針

(1)「運動・文化部活動に関わる活動方針」を毎年度策定する。その策定にあたっては、次のことを配慮しつつ、教育目標等を生かして設定する。

ア) 運動・文化部活動の指導に当たっては、運動・文化部顧問の意志のみで行われることなく、学校教育の一環として校長を中心とした責任体制の下、学校指導方針に沿って行う。

イ) 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動・文化部活動の基本的意義を踏まえ、結果や成果の追求のみに陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。

- ウ) 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なニーズに応え、一人一人が自主的・計画的に活動し、自己実現できるような指導に努める。
  - エ) 心身の健全な成長を促し、バランスのとれた生活や障がい・外傷を予防する観点から、練習日や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
  - オ) 練習及び試合時間等の実施については、生徒の安全確保を最優先し適切な対応を行う。
- (2) 運動・文化部顧問は「運動・文化部活動に関わる活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長に提出する。
- (3) 活動方針や活動計画等をホームページへの掲載等により公表することで、保護者に理解を得ながら連携協力して活動を進める。

## 5. 活動（練習日・練習時間・合宿）

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認の下、運動・文化部活動顧問が作成した計画に基づいて行う。

### (1) 練習日・練習時間

- ア) 1週間の練習日は5日以内とする。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下『週末』という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ) 1日の練習時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ウ) 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。
- エ) 定期試験の前後の一定期間等、共通の休養日または練習時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。
- オ) 学校の特色、生徒の実態、競技・活動の特性及び大会スケジュール等により、上記ア及びイを超えて練習日・練習時間を設定することができる。ただし、その場合であっても、休養日を週1日以上設けることとし、さらに週当たりの練習時間については16時間未満を目安として設定することとする。
- カ) 練習試合・合宿の実施に当たっては、運動・文化部顧問が、練習相手・試合日・場所・時間・引率等について、事前に校長の承認を得る。

### (2) 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、室内外の活動に関わらず「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた該当地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期等を行うこととする。また、大会等への参加についても同様とする。

## 6. 大会への参加

生徒や運動・文化部顧問の過度な負担とならないよう考慮する。運動・文化部顧問は、事前に大会名・主催者・大会期間・会場・引率等を明記した計画書を校長に提出し承認を得る。

## 7. その他

**【経費】** 運動・文化部活動の経費については、必要かつ最低限にとどめるように運営の改善に努めるとともに会計報告を適切に行う。